

国際文化遺産法と都市

——文化と都市の互恵的關係に着目して——

久保庭 慧*

International Cultural Heritage Law and Cities

KUBONIWA Satoshi

As international law has been developed with the sovereign state as the principal subject, it is difficult to say that international law is ready to include the “city” within itself. What do “cities” bring to international law? And what contribution can international law itself make to the concept of “cities”? This article will attempt to answer these questions by focusing on the international legal framework for the protection of cultural heritage.

キーワード：都市, 国際法, 国際文化遺産法, 都市の文化的側面, 持続可能な開発, 持続可能な開発目標 (SDGs), ユネスコ, 世界遺産条約 (1972年), 歴史的都市景観に関する勧告 (2011年), 文化多様性条約 (2005年), 創造都市ネットワーク

【目次】

- はじめに
- I. 国際文化遺産法による都市の文化的側面の保護
 - II. 国際文化遺産法と都市の互恵的關係
- おわりに

* 文教大学国際学部専任講師

はじめに

国際法学において、「都市」¹⁾は常に周縁的な存在であり続けてきた。このような「都市」の周縁的取り扱い、国際法がその中心的主体として主権国家を指し、それ故に、国際法に関わる基本概念もまた、国家を基礎的な行為体とした上で整備されてきたことに起因する²⁾。そして、そうした状況は、第二次大戦以降、個人や多国籍企業、NGO などといった行為体が、国家以外の新たな国際法主体として認識されてきている現在もなお、それほど大きく変化していない。主権国家を基本単位とする国際法学の枠組みにおいて「都市」は、基本的には自らが属する主権国家に従属する客体として埋没し、不可視の存在として扱われてきた。あるいはせいぜい、そうした「都市」の行為が上位存在である国家に帰属し、当該国家の国際法上の責任を問えるかどうかをめぐって、国家責任論の観点からわずかに議論されるにとどまってきた³⁾。

このように、国際法学が本来的に主権国家を中心的な主体として想定して発展してきた学問分野である以上、「都市」を自らの中に包摂するための用意が国際法学の側において十分にできているとは必ずしも言い難い。「都市」は国際法に何をもたらすのだろうか。また、他ならぬ国際法自身は、「都市」という概念にどのような貢献をするのだろうか。国際人権法や国際経済法、国際環境法、そして本稿で検討の対象とする国際文化遺産法といったいくつかの国際法領域において顕在化しつつある「都市」の存在が、これらの諸法にどのような影響を与えているかを検討していくことを通じて、上記の問いに答えることが求められている⁴⁾。

本稿は以上のような問題意識の下、ユネスコを中心として策定された、文化遺産の保護に関する

1) 「都市」の定義については、本稿 II. 2. での議論の内容とも関わるため、ここでは詳細については展開しないが、さしあたって後述する Porras による「都市」の定義、すなわち「所属国の国内的な法秩序や行政秩序上、『都市』と呼びうるかにかかわらず、一定の自治を示している都市区域」という定義を暫定的な作業定義として以後の議論を展開する。以上の Porras の定義については、次を参照。Ileana M. Porras, “The City and International Law: In Pursuit of Sustainable Development”, *Fordham Urban Law Journal*, Vol.36, No.3 (2008), p.538, footnote 2.

2) Helmut Philipp Aust and Janne E. Nijman, “The emerging roles of cities in international law: introductory remarks on practice, scholarship and the Handbook”, in Helmut Philipp Aust and Janne E. Nijman (eds.), *Research Handbook on International Law and Cities* (Edward Elgar Publishing, 2021), pp.1-2.

3) このような、伝統的な国際法学における「都市（自治体）」の位置付けを理論的に整理しつつ、そうした「国家責任論的处理」を乗り越える可能性を、「行為規範論」や「国際法の翻訳」といった概念の中に見出そうとする重要な研究として、次を参照。寺谷広司「国際法における自治体の位置付け」財団法人日本都市センター（編）『国際条約と自治体』（財団法人日本都市センター、2005年）30-43頁。

4) 「国際法と都市」に関わる重要な先行研究は特に 2010 年代に入って以降急激に増加しているが、このうち前掲注 2) の Aust と Nijman による編著研究書は、この主題に関する研究の現時点での一つの到達点であり、ここまでの研究動向、研究状況も同書に集約されている。また、2010 年以前のもので

る国際法上の枠組み（以下、「国際文化遺産法」と呼ぶ）を素材とし、近年「都市の文化的側面の保護」という形で同法においても顕在化しつつある「都市」の存在が（I）、同法に何をもたらし、また反対に、同法自身は「都市」という概念にどのような貢献をするのか、それらの相互関係を検討してみたい（II）。

I. 国際文化遺産法による都市の文化的側面の保護

国際文化遺産法と「都市」の相互関係を考察するためには、まず文化遺産保護のための国際法上の枠組みにおいて、実際に「都市」がどのような形で考慮されているかを見ておく必要がある。以下では、主として文化遺産保護のための種々の規範的枠組みにおいて、どのような形で「都市の文化的側面」が保護されているのかを概観し、その特徴を整理してみたい。

1. 都市の文化的側面を保護するための国際文化遺産法上の枠組み

(1) 歴史的都市景観に関する勧告と世界遺産条約

(a) 概要

都市の文化的側面を保護するための国際文化遺産法上の制度として第一に挙げられるのは、2011年にユネスコによって採択された「歴史的都市景観に関する勧告（以下、2011年勧告）」である⁵⁾。「歴史的都市景観」という用語自体は、1976年にユネスコが採択した「歴史的地区の保全及び現代的役割に関する勧告」に由来するものであるが、2011年勧告が採択された背景には、世界遺産条約に基づいて世界遺産リストに登録されている文化遺産のうち3分の1が都市部に位置しており、また締約国による保全状況報告のうち半数以上が、都市部の遺産に関わるものであるという事実がある⁶⁾。

代表的なものとしては以下のものが挙げられる。Société française pour le droit international, *Les collectivités territoriales non-étatiques dans le système juridique international* (Pedone, 2002); Gerald E. Frug and David J. Barron, "International Local Government Law", *The Urban Lawyer*, Vol.38, No.1 (2006), pp.1-62; Yishai Blank, "The City and the World", *Columbia Journal of Transnational Law*, Vol.44, No.3 (2006), pp.868-931; Yishai Blank, "Localism in the New Global Order", *Harvard International Law Journal*, Vol.47, No.1 (2006), pp.263-281. これらのうち、特にBlankによる2本の論考と、FrugとBarronによる論考は、いずれも2006年に発表されたものであるが、これらの論考における考察と示唆は、2010年代以降の開花の礎となっただけでなく、「国際法と都市」を主題とする論考が質・量ともに急増した2024年現在もおおむね陳腐化していない。これらの研究については以後、本稿においても頻繁に言及する。

5) Recommendation on the Historic Urban Landscape, including a glossary of definitions (10 November 2011). 同勧告の邦訳については、文部科学省のサイトで参照可能。 <https://www.mext.go.jp/unesco/009/1351836.ht> (as of 23 March 2024), 以下、本稿での議論も基本的にこの邦訳に依拠しているが、必要に応じて一部訳を改めている。

6) <https://whc.unesco.org/en/hul> (as of 30 March 2024).

こうした状況を踏まえて同勧告では、1976年の勧告から30年以上の年月を経て、当時は十分に理解されていなかった都市遺産への脅威を認識しつつ、この種の文化遺産をそうした様々な脅威からどのように効果的に保護するかが模索されている⁷⁾。後述するが、2011年勧告では、歴史的な景観保全を、対象となる遺産のみに限定するアプローチを超えて、周辺環境や無形的要素を含めたより広い文化的・自然的な文脈の中で遺産保全を図ることを目指す包括的なアプローチが採られており、こうしたアプローチに基づいて、都市の文化遺産の保全を、持続可能な開発の実現という目的に資するように導こうとしている⁸⁾。

(b) 規範的な特徴

形式的な規範的特徴に関して言えば、2011年勧告はユネスコ総会によって採択された「勧告」である。これは通常の条約などと異なり批准手続きを必要とせず、形式的な意味での法的拘束力を持たないものであるが、勧告が扱う主題に関する一つの国際基準として、各加盟国国内における実行の発展を促進させることを目指すものである⁹⁾。

この点、2011年勧告は基本的には、「世界遺産を構成する都市景観」を念頭において作成された文書であり¹⁰⁾、世界遺産条約という、形式的な拘束力を持った強力な既存の制度枠組みを基軸としつつ、その実施を補完するための規範的文書として位置付けることができる。実際、同勧告においては、世界遺産条約をはじめとしたユネスコ条約や、この主題に関連してユネスコによって採択された各種の宣言や勧告への言及がなされ¹¹⁾、またこれら既存の条約及び宣言が、この2011年勧告のための基礎をなしていることが明示的に確認されている¹²⁾。

このように、形式的な法的拘束力を持つ条約規範を基盤としつつも、その具体的な運用や実施、さらには社会的な価値の発展や、後に新たに生じた課題の取り込みについては、拘束力を

7) 2011年勧告自体は、現代の建築や都市計画の中に都市の歴史的遺産への配慮を統合する必要について言及したウィーン・メモランダム(2005年)を受けて作成されたものである。ウィーン・メモランダムの策定と、以後の2011年勧告の採択に至るまでの動きについては、さしあたり次を参照。直原史明「世界遺産における歴史的都市景観の考え方について——『ウィーン・メモランダム』と『歴史的都市景観の保全に関する宣言』」『国土交通政策研究所紀要(PRI Review)』第39号(2011年)48-61頁。

8) 2011年勧告、第8, 9, 10段落。

9) ユネスコの内部で採択される「派生法」の分類及び機能については、さしあたり次を参照。佐藤禎一「文化と国際法——世界遺産条約・無形文化遺産条約と文化多様性条約」(玉川大学出版部, 2008年)19-23頁。

10) Lucas Lixinski, "Paradoxes of Visibility and Preservation: Cultural Heritage Law and the Making of the City as an International Legal Category", *Italian Yearbook of International Law*, Vol.30 (2020), p.43.

11) 2011年勧告前文及び注1を参照。同注1では、関連する条約として、世界遺産条約(1972年)と文化多様性条約(2005年)の二つの条約が挙げられている。

12) 2011年勧告、第7段落。

必ずしも持たないソフトな規範の策定によって実現していこうとするアプローチは、これまでのユネスコの文化遺産保護の枠組みにおいてもしばしば採用されてきている¹³⁾。2011年勧告についても、世界遺産条約の実施過程において、歴史的都市景観という遺産類型に関連して新たに生じた問題に対応するために策定されたものであると理解することができる。

もっとも、同勧告が世界遺産条約という条約規範を基礎としながらも、ソフトローアプローチを採用している最大の要因は、同勧告が「歴史的都市景観」という主題を扱う以上、不可避免地「都市」を対象とせざるを得なかったという点に強く関連していると思われる。この点については、2. で改めて立ち返る。いずれにしても、他の国際法分野と同様、国際文化遺産法もまた、なお中心的主体として主権国家を据えている中で、同勧告は「都市」に対する直接的な言及をしており、その点で、都市の文化的側面を保護するための重要な制度となっていると評価できる¹⁴⁾。

(2) 創造都市ネットワーク事業と文化多様性条約

(a) 概要

都市の文化的側面を保護するためにユネスコが取り組んでいる制度としては、「創造都市ネットワーク事業」も重要である。「創造都市」とは、論者によって各種の定義が存在するものの¹⁵⁾、日本の代表的論者である佐々木雅幸によれば、「人間の創造活動の自由な発揮に基づいて、文化と産業における創造性に富み、同時に、脱大量生産の革新的で柔軟な都市経済システムを備え、21世紀に人類が直面するグローバルな環境問題やローカルな地域社会の課題に対して、創造的問題解決を行えるような『創造の場』に富んだ都市」のことを指す¹⁶⁾。都市研究者や経済学者を中心とする「創造都市」論はそれ自体として長い系譜を有しているものの¹⁷⁾、多くの論者におい

13) 世界遺産条約における「作業指針 (operational guidelines)」や無形文化遺産条約における「運用指針 (operational directives)」はこうしたアプローチの典型であり、七海ゆみ子は、こうした世界遺産条約や無形文化遺産条約の規範的構造を、基本となる構造 (= スケルトン) のみを固定部分として建て、それ以外の部分は一定の自由度をもって後から内装等を決めることのできる建築様式にならって「スケルトン構造」と呼んでいる。次を参照。七海ゆみ子『無形文化遺産とは何か』(彩流社、2012年) 57-59頁。

14) もっとも、2011年勧告を素材として、国際文化遺産法における都市の「主体性」に関して詳細な検討を行った Lixinski は、国際文化遺産法における都市の「客体」としての取り扱いの増加には一定の肯定的な評価をしつつも、「主体」としての扱いは、文化遺産保護にとって最も重要な「コミュニティ」の参画にとつての障壁になる可能性があるという懸念を示している。Lixinski, *supra* note 10, p.57.

15) 各論者による「創造都市」の定義を整理したものとしては、次を参照。岡俊明・吉村英俊「創造都市論の課題と可能性」『北九州市立大学都市制作研究所紀要』第4号(2010年) 65-73頁。特に 67-68頁。

16) 佐々木雅幸『創造都市への挑戦——産業と文化の息づく街へ』(岩波書店、2001年) 40-41頁。

17) 創造都市論における代表的な論者としては Charles Landry や Richard Florida がいる。これらの各論者の系譜及びその議論の概要と変遷については、次を参照。長田進「創造都市論の議論に関する一考察」『慶應義塾大学日吉紀要 (社会科学)』第21号(2010年) 93-104頁。

て共通しているのは、20 世紀末以降、世界各地の都市が経験した地域経済の成長の限界をどのように乗り越えるかという問題意識であり¹⁸⁾、またそうした成長の限界を乗り越えるための手法として、地域の資源や芸術文化などをはじめとする「都市の創造性」に着目しているという点である¹⁹⁾。こうして創造都市論は、経済的な成長も含めた持続可能な開発を牽引するものとして文化の持つ活力それ自体に着目し²⁰⁾、その牽引の主軸として「都市」に焦点を当てたのである²¹⁾。

創造都市ネットワーク事業は、以上のような「創造都市」をめぐる一連の議論に部分的に立脚しつつ、2004 年にユネスコによって開始されたものである。この枠組みの下でユネスコは、文学、映画、音楽、工芸、デザイン、メディアアート、食文化という 7 つの基本分野を設定し、これらの分野に関して特色を有した都市を「創造都市」として選定する²²⁾。選定された都市は相互の連携を強化しながら、各都市の経験の共有、それらの中からのベストプラクティスの選出、途上国の都市支援などを行っていく²³⁾。

認定及びプログラムの運営は、ユネスコによって行われる。認定には一定の条件を満たすことが求められ、各都市からの申請に基づいて、専門家等からの助言を経て認定が決定される。登録にあたっての地理的均衡も考慮されており、近年では一国からの申請件数に一定の制限がかけられるようになっている。また、認定を受けた各都市には、後も活動実績や状況の報告が定期的に求められる²⁴⁾。

(b) 規範的な特徴

以上からもわかるように、創造都市ネットワーク事業は、同じくユネスコによって実施され

18) 同上, 99 頁。

19) 同上, 100 頁。

20) 寺倉憲一「持続可能な社会を支える文化多様性——国際的動向を中心に」国立国会図書館調査及び立法考査局(編)『持続可能な社会の構築(総合調査報告書)』(2010 年) 225 頁。

21) もちろん、このような形で文化芸術を商品化し、経済成長のための手段として位置付ける創造都市論に対しては批判もある。代表的なものとして、さしあたり次を参照。笹島秀晃「創造都市と新自由主義——デヴィッド・ハーヴェイの企業家主義的都市論からの批判的視座」『社会学年報』第 41 号(2012 年) 79-88 頁。

22) 詳細については、以下のユネスコのウェブサイト参照。https://www.unesco.org/en/creative-cities?hub=80094 (as of 25 March 2024)。

23) 佐々木雅幸・竹谷多賀子「創造都市ネットワークの展開とその可能性」『経済学論叢』第 69 卷 3 号(2018 年) 38-51 頁。同事業は、2004 年の開始以降、2024 年現在に至るまで世界の 300 以上の都市を選定しており、日本からは、文学部門で岡山市、映画部門で山形市、音楽部門で浜松市、工芸部門で金沢市、篠山市、デザイン部門で神戸市、名古屋市、旭川市、メディアアート部門で札幌市、食文化部門で鶴岡市、臼杵市の合わせて 11 の都市が認定を受けている。詳細は、前掲注 22) のユネスコのウェブサイト参照。

24) 以下の文部科学省のウェブサイト参照。https://www.mext.go.jp/unesco/006/1357305.htm (as of 30 March 2024)。

ている世界遺産や無形文化遺産の保護のための枠組みに酷似している。しかしながら他方で、創造都市ネットワーク事業はユネスコが独自に実施している政策プログラムであり、世界遺産や無形文化遺産の保護などと異なり、条約に基づいて行われているものではなく、その意味では最初に取り上げた歴史的都市景観に関する勧告以上に、拘束力のある国際法規範との形式的・直接的な連関は見出しづらい。

もっとも、文化多様性条約は、文化多様性が個人や社会にとって豊かな資産であり、その保護、促進、維持が、持続可能な開発な開発にとっての基本要件であることを確認しつつ（2条6項）、締約国に対して、持続可能な開発に資する条件を創出するために、全ての段階における開発政策において文化を統合し、またその枠組みの範囲内で、文化的表現の多様性の保護・促進に関連する側面の助長を求めている（13条）²⁵⁾。先述したように、創造都市論は、文化の持つ活力を、経済的な面を含めた持続可能な開発に貢献するものとして捉え、その牽引の中心的担い手として都市を据えており、その意味で上記の文化多様性条約の規定は、創造都市ネットワーク事業を間接的に支える規定として機能しているといえることができるだろう²⁶⁾。その設立趣旨や時期に鑑みても、創造都市ネットワーク事業は、文化の多様性の保護及び促進という、文化多様性条約の目的の実現を意識して創設された制度であり、その意味で同事業は、条約の内容を実質的に実施するための枠組みとして位置付けられる²⁷⁾。

このように、歴史的都市景観に関する宣言の場合と同様、創造都市ネットワーク事業もまた、文化多様性条約という規範的な基盤を有しつつも、それを実現するための行為体が都市であるが故に、条約の内容を実質的に実現するための事業、という形をとっているものと思われる。

(3) SDGs 目標 11

(a) 概要

以上に見た、都市の文化的側面を保護するための二つの枠組みは、いずれもユネスコの主導

25) David Throsby, “Article 13: Integration of Culture in Sustainable Development”, in Sabine von Schorlemer and Peter-Tobias Stoll (eds.), *The UNESCO Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions: Explanatory Notes* (Springer, 2012), p.365. また、条約13条のローカルなレベルにおける実施については次も参照。Véronique Guèvremont, “Integrating culture in sustainable development: Québec’s Agenda 21, a model for the implementation of article 13”, in Lilian Richieri Hanania (ed.), *Cultural Diversity in International Law: The effectiveness of the UNESCO Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions* (Routledge, 2014), pp.265–278.

26) Clémence Varin and Véronique Guèvremont, “La convention sur la diversité des expressions culturelles quinze ans après: une mise en œuvre effective d’un instrument juridique faiblement contraignant”, *Revue québécoise de droit international*, Vol.32, No.2 (2019), p.23.

27) Ivana Otašević, “L’émergence d’une norme non écrite en matière de protection de la diversité culturelle en droit international” (Thèse de doctorat, Université Laval, 2018), pp.305–306.

下で形成，実施されてきたものであるが，持続可能な開発目標（以下，SDGs）の目標11は，こうした諸制度を横断する形で，都市の文化的側面の保護に貢献するものである。同目標は，「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」ことを謳っており，そこにおいては，「スラム化の抑止及び改善」，「災害に対する都市の強靱化」，「公共スペースへの普遍的アクセスの確保」などといった都市と人間居住という主題に関わる課題に焦点が当てられている²⁸⁾。SDGsの他の目標が，それ自体としては具体的な問題領域に焦点を当てているものであるのに対し²⁹⁾，目標11はSDGsの各目標の中で唯一，「都市」という具体的なアクターに明示的に言及し，都市行政という具体的なガバナンスのレベルを念頭においている点に重要な特徴がある³⁰⁾。

都市の文化的側面の（国際的）保護という本稿の関心から特に重要なのは，目標11のターゲット4である。同ターゲットは，「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する」³¹⁾とだけ述べたシンプルなものであるが，後述するように，SDGsの各目標及びターゲットの文言は，既存の国際条約や国際的な制度枠組みを念頭においた上で作成されているものが多い³²⁾。「世界の文化遺産及び自然遺産の保護の努力の強化」を掲げる同ターゲットは，明白に世界遺産条約を念頭において設定されたものであり³³⁾，ユネスコによって採択された個別の枠組みが，SDGsというより普遍的なレベルで採択された枠組みの中に包摂されたものだとして理解し得る。

もっとも，SDGsにおいて「文化」は，少なくとも明示的な目標の1つとしては取り上げら

28) UNGA Resolution, *Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development*, UN Doc. A/RES/70/1 (25 September 2015), Goal 11, Target 11. なお日本語訳については外務省が公表している仮訳 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf> (as of 30 March 2024)) を基本的に用いている。

29) もちろん，国家にとどまらない様々なアクターやガバナンスのレベルは，SDGs全体の実施に関連して想定されているものの，目標それ自体の中で，具体的なアクターの存在について言及するのはこの目標11だけである。Hannah Birkenkötter, “SDGs11 ‘Make Cities and Human Settlements Inclusive, Safe, Resilient, and Sustainable’” in Ilias Bantekas and Francesco Seatzu (eds.), *The UN Sustainable Development Goals: A Commentary* (Oxford University Press, 2014), p.799.

30) Helmut Philipp Aust and Anél du Plessis, “Introduction” in Helmut Philipp Aust and Anél du Plessis (eds.), *The Globalisation of Urban Governance: Legal Perspectives on Sustainable Development Goal 11* (Routledge, 2019), p.4.

31) UNGA Resolution, *supra* note 28, Goal 11, Target 11.4.

32) この点についての詳細は，以下の拙稿を参照。久保庭慧「持続可能な開発，持続可能な開発目標（SDGs）と文化——国際法の視点からの考察」『中央大学社会科学研究所年報』第25号（2021年）229-230頁。

33) Ben Boer, “Culture, Rights and the Post-2015 Development Agenda”, in Andrea Durbach and Lucas Lixinski (eds.), *Heritage, Culture and Rights: Challenging Legal Discourses* (Hart Publishing, 2017), p.53.

れておらず³⁴⁾、上記のターゲット4のように、SDGs自身の中に、明示的に文化（遺産）の保護に関わる主題が取り込まれているものはむしろ例外的である。そうした状況を受けユネスコは、自らの任務の範疇にある文化遺産や文化多様性保護のための種々の枠組みと、SDGsの各目標との連関を明示し、そうした枠組みをSDGsの実現にあたっての規範的な基盤として用いる取り組みを積極的に進めている³⁵⁾。先に検討した歴史的景観の保護も³⁶⁾創造都市ネットワーク事業も³⁷⁾、いずれもSDGs採択前に成立した枠組みであるが、SDGsとの連関が事後的に論じられている。

(b) 規範的な特徴

規範的な性質という点から言えば、SDGsは国連総会決議として成立したものであり、これは法的な拘束力を伴わない「ソフトロー」であると言えることができる³⁸⁾。従って国際法の法源論の観点から見ればこれは、既存の条約の内容の具体化や、将来的な条約化に向けた共通理解を明文化したものとして把握される³⁹⁾。その意味で、こうしたSDGsの規範的特徴は、上で取り上げた二つのユネスコによる枠組みとそう大きく変わるところはないようにも見える。

しかしながら、こうした形式的な議論を超えたSDGsのより重要な規範的な特徴はむしろ、同目標が、その名称の一部をなす「持続可能な開発」という理念の下に、他の構成目標や他の領域の国際法規範同士の相互接続（法領域間の相互接続）、さらには拘束的規範と非拘束的規範の相互接続（法形式間の相互接続）を志向させるものであると言う点にこそ見出すべきであろう⁴⁰⁾。このような相互接続機能を通じてSDGsは、個々の制度の規範的な「引き籠もり」を防ぐとともに、各領域における規範意識の発展を「統合」し、また時間的な経過に伴う新たな価値や規範の発展を取り込みながら、既存の国際法を発展的に解釈する契機を提供する⁴¹⁾。

歴史遺産都市の保全や、創造都市ネットワーク事業といった、ユネスコが個別に策定・運用

34) SDGsに「文化」に関わる目標が導入されなかった事情については、さしあたり次を参照。Antonios Vlassis, “Culture in the post-2015 development agenda: the anatomy of an international mobilisation”, *Third World Quarterly*, Vol.36, No.9 (2015), pp.1649-1662.

35) こうしたユネスコの取り組みについては、さしあたり次を参照。UNESCO, *Culture for the 2030 Agenda* (UNESCO Publishing, 2018).

36) *Ibid.*, p.32.

37) Birkenkötter, *supra* note 29, pp. 820-821.

38) Rakhyun E. Kim, “The Nexus between International Law and the Sustainable Development Goals”, *Review of European Community and International Environmental Law*, Vol.25, No.1 (2016), p.16.

39) 齋藤民徒「『ソフト・ロー』論の系譜」『法律時報』第77巻8号（2005年）108頁。

40) 西村智朗「『持続可能な発展』概念の拡張と国際環境法」『世界法年報』第38号（2019年）17-18頁。

41) Rakhyun E. Kim, “The Nexus between International Law and the Sustainable Development Goals”, *Review of European Community and International Environmental Law*, Vol.25, No.1 (2016), pp.16-17.

する都市の文化的側面を保護するための制度的・政策的枠組みもまた、このようなSDGsの相互接続性という規範的機能を媒介することを通じて、持続可能な開発という大きな目的の中に位置付けられることになる⁴²⁾。かくして、都市の文化的側面を保護するための国際文化遺産法上の個別の制度や政策的枠組みは、SDGs(目標11)という、国際社会が一致して取り組むべきより大きな目標の中に位置付けられるのである。

2. 都市の文化的側面を保護するための国際文化遺産法上の枠組みの特徴

以上、ここまで都市の文化的側面を保護するための国際文化遺産法上の具体的な制度枠組みについて概観してきた。以上の検討から明らかになった特徴をまとめると、以下のようになる。

(1) 脱形式性

第一に指摘すべきは、これらの制度枠組みに共通して見られた脱形式性である。ここまで見てきたように、1. で見た三つの枠組みのいずれもが、形式的法源の観点から見れば、法的拘束力のある国際法規範とは言えないものであった。本稿冒頭でも述べたように、国際法は主権国家が中心の主体であることを前提として構築されてきた法分野であり、依然としてその在り方は基本的な部分において変化していない。そのような状況において、「都市」が国際法の主題として考慮に入れられるためには、そうした枠組みは必然的に脱形式的なものとならざるを得ないのである⁴³⁾。

このような脱形式性に対しては当然のことながら、法と非法の境界を一層曖昧にするため、従来よりなされてきた国際法の規範性の脆弱化批判⁴⁴⁾が同様に妥当するが、一方でまさにこうした脱形式性によってこそ、制度の柔軟な運用が確保されることもまた事実である。こうした点を踏まえると、おそらく「都市」を考慮に入れる国際法規範は、今後も脱形式的なものであり続け、あるいはそうした脱形式性は一層強まっていくものと考えられる⁴⁵⁾。

(2) 持続可能な開発への貢献

次に、内容的な面における特徴として指摘できるのは、第一の歴史的都市景観に関する勧告、第二の創造都市ネットワーク事業の双方ともに、持続可能な開発との関連性を有していたり、あるいはそれ自体が持続可能な開発の実現に貢献するものとして理解されていたという点であ

42) 例えば前掲のBoerは、持続可能な開発ないし持続可能な開発目標を通じて、世界遺産条約が発展的に解釈される可能性を指摘している。Boer, *supra* note 33, pp.54-57.

43) Yukiko Takashiba, "Sources and Law-making" in Aust and Nijman, *supra* note 2, pp.124-126.

44) Prosper Veil, "Vers une normativité relative en droit international?", *Revue générale de droit international public*, Vol.86, No.1, pp.5-47.

45) Janne E. Nijman, "The Future of the City and the International Law of the Future", in Sam Muller *et al.* (eds), *Law of the Future and the Future of Law* (Torkel Opsahl EPublisher, 2011), pp.223-224.

る。まさにそうであるからこそ、これら個々の制度や枠組みが、後に成立したSDGsの下に包摂されることが可能となったのである。もっとも、これらの都市の文化的側面を保護するための枠組みの持続可能な開発への接続は、こうした内容的連関からのみ生じているわけではない。この点、ColomboとGroenleerが適切に指摘しているように、「都市」が国際社会における独立のアクターとしての法的地位を有していないが故に、理念上の「都市」をめぐるグローバルな動きは必然的に、柔軟かつ自発的な諸制度を通じて追求される一般原則や一般的価値に重きを置かざるを得なくなる⁴⁶⁾。本稿の関心の対象である都市の文化的側面の保護を含む、「都市」をめぐる種々のガバナンスが、「持続可能な開発」のような一般原則の下に統合・吸収される状況はこのような意味で、実は第一の特徴である脱形式性の観点からも説明することができるのである。

II. 国際文化遺産法と都市の互恵的関係

以上に見たように、国際文化遺産法においても、法の内容を実現するための行為体として都市が重要な位置付けを占めつつあると言えるように思われる。ではなぜ、文化遺産の保護とそれによる持続可能な開発の実現という、国際文化遺産法が目指す目的を達成するにあたって、都市の存在を考慮することが必要なのだろうか。以下では、国際文化遺産法において都市の存在を考慮することの意義について、国際文化遺産法に対する都市の貢献と、都市に対する国際文化遺産法の貢献という双方向的な視点から整理・検討してみたい。

1. 国際文化遺産法に対する都市の貢献

第一の視点は、「都市」の頭頭が国際文化遺産法に対して何をもたらすか、より具体的に言えば、「都市」を考慮の対象とすることによって、国際文化遺産法の実効性にどのような影響をもたらされるかという点である。

(1) 地域の文化的ニーズの代表者としての都市

この点、文化遺産や文化多様性の保護の領域において、「都市」に着目することが重要であると考えられるのは、都市が地域やコミュニティに根差した文化的なニーズを吸い上げ、代表させるのに適しており、反対に、そうした役割を担うのに国家は必ずしも適切ではないからである⁴⁷⁾。これには、既存の文化遺産保護条約の、国家中心的選別主義の保護メカニズム関わっ

46) Carlo M. Colombo and Martijn L. P. Groenleer, “How Domestic Legal Systems Respond to International Local Government Law: Between accommodation, Resistance and Transformation”, in Aust and Nijman, *supra* note 2, p.400.

47) 日本における世界遺産条約の登録の過程は典型的な例である。2006年及び2007年に公募を行い、

ている。一般に、文化の境界と国家の境界は必ずしも一致せず、文化が国境を跨ぐ形で存在していたり、一国国内に主流派とは異なる少数文化や地域固有の文化が存在することの方がむしろ自然である⁴⁸⁾。しかしながら、例えば世界遺産条約や無形文化遺産条約に代表される文化遺産保護条約は、保護の対象とされる遺産を各締約国が推薦し、それに基づいて当該被推薦遺産の登録の可否が決定されるという国家中心主義的、選別主義的な保護メカニズムを有しており、従ってどの遺産を登録対象として推挙し、条約上の保護下に置くかは、当該締約国の意思に強く依存する。いずれにしても、条約上保護されるべき文化遺産としてどのようなものを選択・選別するかについての最終的な裁量は、専ら締約国である主権国家に残されているのである。

世界遺産条約や無形文化遺産条約が採用する国家中心的選別主義のアプローチにおいては、本来保護を必要とする文化が保護されないような状況が当然生じうる⁴⁹⁾。特に、ある国の領域内に居住する少数者や先住民の文化が、中央政府の意向によって保護対象として推挙されないといった問題が生じ得ることはしばしば指摘される場所であるが⁵⁰⁾、こうした指摘は先住民や少数者の文化だけでなく、地域や地方の文化についても同様に妥当する。あるいは、仮に中央政府が地域や地方の文化の保護を等閑視しているのではなかったとしても、中央政府がそうした地域共同体の文化的な事情や背景に精通しているとは限らず、地域に固有の特性やニーズを反映しきれないことも十分に考えられる。国際文化遺産法において、文化遺産保護のための取り組みを行う行為体として都市を指定する重要な意義はこの点にこそある。都市が果たすべきこのような役割を「規範的仲介 (normative mediation)」⁵¹⁾と呼んだ Blank は次のように述べ

それまでは文化庁における審議会からのトップダウンで行われていた暫定リストへの登録が、自治体の推薦に基づいた公募方式に変更された。各地から推薦された物件が暫定リストに掲載され、それ以降、これらの物件が順次日本からの世界遺産リストへの登録遺産として推薦されるようになった。この点については、さしあたり以下を参照。中村俊介『世界遺産——理想と現実のはざま』(岩波新書, 2019年) 30-32頁。

48) 西海真樹「持続可能な開発の文化的側面——国連システムにおけるその展望と日本の課題」『国連研究』第13号(2012年) 37-38頁。

49) 例えば Lenzerini は、世界遺産条約には、その理念にもかかわらず国家主権への過度な譲歩があることを指摘し、領域国政府の同意がなければ文化財を世界遺産リストに登録することが叶わないために、これが条約自身の内在的な限界となっていると述べている。Federico Lenzerini, "The 1972 World Heritage Convention and the Convention on the Diversity of Cultural Expressions", in Toshiyuki Kono and Steven Van Uytsel (eds.), *The UNESCO Convention on the Diversity of Cultural Expressions: A Tale of Fragmentation in International Law* (Intersentia, 2012), p.134.

50) この点、実際に世界遺産条約においては、先住民集団の多くが世界遺産遺産の登録推薦の手続きや保護管理の対象から排除されてきたことが指摘されている。次を参照。遠井朗子「世界遺産——排除から包摂への転換は実現されたか」小坂田裕子ほか(編)『考えてみよう 先住民族と法』(信山社, 2022年) 42頁。

51) Blank, *supra* note 4 (Localism...), pp.276-277

ている。

地方政府は多くの文化的共同体の代理人であることが多く、またそうした共同体が、自分たちの価値観、選好、規範的ビジョンを、より大きな国家と交渉するために用いる手段として機能する。地域共同体は、常に宗教や民族によって定義づけられているとは限らず、特定の場や歴史に結びついた独自の知識や文化によって定義づけられている場合もある。このような特殊な「ノウハウ」は、専ら地方政府が提供するのに適した、近しい共同生活環境を通じて培われるものであり、「地域」に属さない人々には容易に真似することはできない。

地方政府は、国家と地域共同体の双方の代理人という独自の性質を持っているため、異なる規範的ビジョンを仲介しなければならない。地方の予算、事業認可、教育、その他公共的領域の諸側面の管轄を通じて、地方政府は、国家の代理人としての役割を考慮に入れつつ、地域の知識や文化を反映させることができるのである〔…〕⁵²⁾。

このように、都市は「特定の場や歴史に結びついた独自の知識や文化によって定義づけられる」地域共同体の代理人として機能するのであり、そこにおいて都市は、国家よりも地域社会に近く、地域に固有の事情の根差した存在として、地域の特性やニーズに応じた文化遺産の保護を行うことができる。この意味で、都市はいわば、文化保護の解像度を上げることに貢献するのである。

(2) グローバルとローカルの結節点としての都市

もっとも、このような地域の文化的ニーズを反映する仲介者としての役割だけを見るのであれば、国際的な規範平面における都市の台頭を論じる余地はあまり大きくないと言えるかもしれない。そうした役割は、従来の（国内）地方自治法などの領域においても、「地方分権」や「補完性原理」といった概念を用いながら論じられてきたからである⁵³⁾。

国際平面におけるアクターとしての都市を論じる固有の意義はおそらく、都市が地域社会と国際社会を直接に接合する役割を担うこと、すなわち、グローバルとローカルの結節点となることに見出される⁵⁴⁾。もちろん、国際社会と国内社会（さらにその下位区分としての地域社会）を

52) *Ibid.*

53) そのようなものとして、例えば次を参照。関谷昇「補完性原理と地方自治についての一考察——消極・積極二元論に伴う曖昧さの克服に向けて」『公共研究（千葉大学）』第4巻1号（2007年）81-109頁。

54) 大西楠・テア「グローバル化における地方自治体の役割」『社会科学研究（東京大学）』第69巻1号（2018年）38頁。

つなぐ役割はむしろ、これまで国家に求められてきたものである。しかしながら、グローバルとローカルの結節点となる役割はより小さな単位に求められるようになってきている。そして、そのような「より小さな単位」、すなわち地域社会の事情や背景をより適切に代表させることのできる単位として、都市が果たしうる役割が注目されるようになってきているのである。このような認識の変化は、前出の Blank の次のような一説に端的に表れている。

グローバル化によって地方政府は、国家と地方だけでなく、国際社会と地方の仲介もさせられるようになってきており、これが地方政府の忠誠心を揺るがすものとなっている。こうして地方政府は、国内的な関心事だけでなく、国際的な関心事にも直面することになり、そうしたすべての関心事を、自らに固有の知識、文化、関心と調和させなければならなくなっているのである⁵⁵⁾。

このように、グローバル化に伴って都市に対して求められる役割が変容していったことが、自らの所属国たる主権国家から一定程度独立したアクターとしての都市の国際行動の増加につながり、そこにおいて都市は、地域社会、国内社会、国際社会という三つの次元それぞれに対する仲介者としての機能を果たさなければならなくなった。こうして、国家だけでなく国際社会ともダイレクトに接続させられた都市は、場合によっては自らの所属国に「離反」する形で、あるいは自らの所属国を「迂回」する形で、独自の国際行動を起こすこともありうる⁵⁶⁾。

本稿の検討対象である文化遺産保護に関して言えば、都市の領域を含んだ自国領域内部に存在する文化遺産を第一義的に保護する役割は、国家に求められる。そうである以上都市には、必要な国内法整備や財政援助も含め、国家との適切な協力関係を維持することが求められることになるだろう。しかし一方で、例えば創造都市ネットワーク事業の例に顕著であったように、所属国の条約（文化多様性条約）批准とは無関係に、都市自身の意思に基づいた国際行動（創造都市ネットワークへの登録）が、ベストプラクティスの一環として国際社会で蓄積され、共有され、翻ってそれは、各都市におけるより効果的な文化保護実践のために還元されることに

55) Blank, *supra* note 4 (Localism...), p.277.

56) このような都市の行動は理論的な見地から言えば、主権国家に従属した準国家機関としての行動よりも、国際社会における価値、国際規範からの要請内容を実現する、「国際社会の一機関」としての行動を優先したものだと捉えることができる。これはまさに、国際社会における、都市の「機能的二重性 (dédoublément fonctionnel)」の発揮であり、その意味で、フランスの国際法学者である Georges Scelle が提唱した「国家の二重機能論」を都市という行為体に応用したものとして理解することができる。Scelle による「二重機能論」については、さしあたり次を参照。西海真樹「『国家の二重機能』と現代国際法—— ジョルジュ・セルの法思想を素材として」『世界法年報』第 20 号 (2001 年) 77-106 頁。

なる⁵⁷⁾。

このように、国際文化遺産法における都市の顕在化は、①地域の文化的ニーズを国家よりも細かく汲み取り、そうした文化の適切な保護・管理のための計画の策定につなげる仲介者としての機能を担うとともに、②そのようにして汲み取った文化的ニーズや、保護管理のための実践を、場合によっては所属国を迂回して国際社会にダイレクトに接続し、これを共有・還元させる機能も果たす。こうして都市は、国際文化遺産法が目的とする文化遺産や文化多様性の保護の実効性の向上に貢献しているのである。

2. 都市に対する国際文化遺産法の貢献

以上のように、行為体としての都市の顕在化は、国際文化遺産法に一定の貢献をもたらしている。一方で、国際文化遺産法と都市の関係はおそらく、互恵的なものであるように思われる。そこで、今度は反対に、国際文化遺産法が「都市」概念にとってどのような意義をもたらすかという、国際文化遺産法の都市への貢献について検討してみたい。以下で確認するように、これは都市と国際法が主題となる様々な領域の中でも、専ら国際文化遺産法が「都市」概念にもたらすことのできる、固有の貢献であるように思われる。

(1) 「都市」の多様な側面とその危機

この点を考えるにあたっては、冒頭でも触れた「都市」の定義に改めて立ち返る必要がある。言うまでもなく、「都市」という概念は本来的に多様な側面を含むものであり、法的・行政的に境界確定された領域のみが「都市」の実体ではない⁵⁸⁾。例えば、持続可能な開発の達成という観点から、国際法において「都市」に主眼を置くアプローチの意義と問題性について検討した Porras は、自らの研究目的を実現する文脈において、あえて「地方自治体」や「地方政府」ではなく、「都市 (city)」という用語を採用する理由について次のように述べている。

本稿では、所属国の国内的な法秩序や行政秩序上、「都市 (city)」と呼びうるかにかかわらず、一定の自治を示している都市区域を指して「都市」という用語を用いている。「地方

57) もちろんその一方で、こうした国際社会に直接働きかける行為体としての都市の動きが、国際的な制度に対する「抵抗」となって現れる場合も十分に考えられる。例えば、文化的景観として世界遺産に登録されていたが、地域住民の意思に基づいて交通渋滞緩和のために橋梁が建設されたことにより、「顕著な普遍的価値」を損ねたとして世界遺産リストから削除されたドレスデン・エルベ渓谷の事例は、都市の側からの国際制度への典型的な「抵抗」事例であると言える。次を参照。Colombo and Groenleer, *supra* note 46, p.406.

58) Winfried Huck, *Sustainable Development Goals: Article-by-Article Commentary* (Nomos, 2022), p.425.

政府 (locality)」、[「地方自治体 (local government)」、[「地方権力 (local authority)』』といった用語の方がより明確で、これらの実体が特定の法的性格を有していることを有用な形で思い起こさせてくれるが、[...] ここではむしろその非法的含意 (non-legal connotations) を理由に、より含みの多い「都市」を用いることとしたい⁵⁹⁾。

このように述べた上で Porras は、「非法的含意」にあたる要素として、「共同体」、「政治組織体」、「地理」、「境界確定された空間」、「歴史」、「神話」といったものを挙げ、持続可能な開発という国際社会全体が一致して取り組むべき目標の実現に対して、近年その影響力を増大させつつある都市について論じる際には、このような「非法的含意」まで含めて「都市」の語を用いることに意義があると主張する⁶⁰⁾。

しかしながら、Porras のように、意図的・自覚的に「都市」という用語を用いて、その非法的含意を包摂しようと試みているのであればともかく、通常、「都市」を法的に取り扱おうとする場合には、「地方政府」や「地方自治体」といった概念を通じて把握されることが一般的である。こうした形で法技術的に操作された「都市」の定義は、「都市」を法的・行政的な実体として一律に取り扱うことを可能にしてくれるという利点を持つ一方で⁶¹⁾、「都市」という概念に本来的に含まれてははずの「非法的な側面」を捨象することにつながってしまう恐れがある。

このような懸念は、「国際地方自治法」研究の先駆者である Frug と Barron によって、「都市概念の多様性とその危機」⁶²⁾として、次のような形で表現されている。

「都市」という用語は、それぞれの都市が同一の利益や関心を共有しているものとして扱うには、あまりに多くのものを包摂し過ぎている。こうした多様性は、都市・自治体連合憲章の前文において、連合の構成員を、次のようなものとしていることから明らかである：「農村、都市部のコミュニティの住民；小規模、中規模、大規模の街；大都市と地方」。この連合の主導者であるイスタンブールもフロリダ州サウスベイも双方ともに都市である。しかし、国際地方自治法の実質的發展が、これらの都市に同じように影響を与えることはないだろう。実際、グッド・アーバン・ガバナンスや地方自治といった概念は、巨大都市にとってもまた、様々に異なる意味を持つ。イスタンブールは上海ではない。各都市は、自らが属する地域や国との関係、また固有の国内的関係の観点から理解される必要がある。

59) Porras, *supra* note 1, p.538, footnote 2.

60) *Ibid.*

61) 本稿でも何度も言及している Blank は、このような法的観点を強調する立場に立っていると思われる。Blank, *supra* note 4 (The City...), p.870, footnote 1.

62) Frug and Barron, *supra* note 4, p.53.

また、国際地方自治法は、世界の大都市の多くを取り囲む、何千もの郊外も考慮に入れなければならない⁶³⁾。

このように述べた上で Frug と Barron は、世界中の都市で見られる碁盤の目状の都市空間の設計が、所与の自然的・地理的な環境の特徴の重要性を弱め、環境に対するいかなる価値も否定する中立な空間を作り出し、それが結果として、経済的に合理的な空間としての都市空間を形作る機能を有していると指摘した都市社会学者 Sennett による「中立都市」の概念を引きつつ⁶⁴⁾、国際地方自治法によってもたらされる様々な「中立的」法概念もまた、社会的環境から都市を切り離し、都市を単なる経済競争の空間として組織化することにつながってしまうと指摘する⁶⁵⁾。こうして、法概念としての「地方政府」や「地方自治体」がまさにそうであるように、法技術的に扱いやすい形に「都市」概念を操作して、「都市」の特定の側面のみを強調して切り出してしまうことが、「都市」の多様性を危機に晒してしまうのである。

(2) 国際文化遺産法による都市の「非法的側面」の保護

以上に示されたような、「都市」の法技術的操作に起因した「都市」の多様性の危機という懸念を改めて踏まえると、国際文化遺産法による、都市の「非法的側面」の保護の固有の意義が明らかになるように思われる。すなわち、歴史的都市景観や、創造都市ネットワーク事業といった、先に確認したような制度や枠組みを通じた都市の文化的側面の保護には、都市を法的に扱うことによって捨て去られてしまう都市の「非法的側面」を保護するという重要な意義があると言えるのではないか。

例えば、I. で検討した「歴史的都市景観に関する勧告（2011年）」においては、「歴史的都市景観」とは、「より広範な都市の状況やその地理的背景を含有するために、『歴史的な中心』又は『群』の概念を越えて拡張された、文化的及び自然的な価値及び特性の歴史的な積み重ねの結果としての都市地域」⁶⁶⁾であるとされる。その上で、こうした景観の要素には、遺跡の地勢、地形学上、水文学上及び自然の特徴、歴史的及び現代的な建築環境、地上及び地下のインフラ、空地及び庭園、土地利用の形態及び空間的構成、知覚及び視覚的關係並びに都市構造を構成するその他のあらゆる要素が含まれるとされ、さらに、当該遺産の文脈上、社会的及び文化的慣行及び価値、経済的な作用並びに多様性及び同一性に関する遺産の無形的側面も含まれ

63) *Ibid.*

64) *Ibid.*, p.55.

65) *Ibid.*, pp.55-56.

66) 2011年勧告、第8段落。

ると定義されている⁶⁷⁾。こうした定義付けは、「都市」の持つ文化的側面、それも狭義の文化的側面に留まらない周辺の諸要素まで含めて「歴史的都市景観」を規定しており、「都市」をその非法的側面まで含めて把握しようとしていることを窺わせるものである。

いずれにしても、このような形で、国際文化遺産法上の制度枠組みを通じて都市の文化的側面を保護することは、法によって捨象されてしまいかねない「都市」の多様性を再び救い出すことにつながる。紛れもなくこれは、法によって捨象されたものを法が再び保護するという循環的営為であるが、この点こそ、国際文化遺産法が都市をその対象に据えることの固有の意義である。この意義は決して小さくない。

おわりに

以上、本稿では国際文化遺産法と都市という主題の下、都市の文化的側面を保護するための枠組みについて概観し、文化遺産の法的保護と都市の互恵的關係性について考察してきた。ここまでの検討を通じて、「都市」の台頭は、国際文化遺産法にとって歓迎すべき面が多いようにも思われるが、当然のことながら、こうした傾向が文化遺産保護という国際法の一領域を超えて、国際法一般に妥当するものであるかどうか、すなわち、「国際法の都市化 (urbanisation of international law)」⁶⁸⁾を肯定的に受け入れても良いかどうかについては、なお一層の検討の余地が残されている。国際法における「都市」の台頭が福音となるばかりではない可能性は十分に考えられる⁶⁹⁾。

とりわけ、国際法における「都市」の台頭を歓迎する論者の中には、伝統的な統治主体としての主権国家がもたらす様々な弊害を告発し、非難することに執心するあまり、都市を過度に理想化し、それがもたらす問題性を等閑視してしまう場合があるという指摘は真剣に受け止めなければならない⁷⁰⁾。こうした指摘を強く念頭に置きつつ今後は、「都市」の顕在化が顕著な各国国際法領域ごとに、「国際法の都市化」がもたらす負の影響はもちろんのこと、それがもたらすとされている正の影響についても、その妥当性を実証的に検証していくことが求められるだろう。このことは、本稿の中心的主題であった国際文化遺産保護法についても同様である。文化遺産や文化多様性の保護のための法的実践における「都市」の顕在化が、国際文化遺産法の中心的主体である主権国家との関係にどのような変化をもたらすのか（協働／競合／敵対……）。本稿で検討の対象とした都市の文化的側面を保護するための諸制度を中心に、都市と所属国と

67) 同上、第9段落。

68) Nijman, *supra* note 45, pp.228-229.

69) Frug and Barron, *supra* note 4, pp.53-54.

70) Helmut Philipp Aust, "Shining Cities on the Hill?: The Global City, Climate Change and International Law", *The European Journal of International Law*, Vol.26, No.1 (2015), pp.265-266.

の関係性の実証的な類型化作業は、今後の重要な課題である。

